

鄭舜功の家系とその貿易活動：日本宣諭の背景として

夏， 歡

<https://doi.org/10.15017/7324223>

出版情報：九州大学東洋史論集. 50, pp.29-56, 2023-03-28. The Association of Oriental History, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



鄭舜功の家系とその貿易活動

——日本宣諭の背景として——

夏 歡

はじめに

嘉靖三四（一五五五）年初頭から江南・浙江における倭寇の活動が激化するなかで、浙江巡按胡宗憲は強硬な武力討伐策を進める浙直總督張経を批判し、朝廷の嚴嵩・趙文華を後ろ楯として一連の弾劾を行った。その結果、張経は同年五月に浙直總督を罷免され、六月には胡宗憲が浙江巡撫に昇任し、秋には蔣洲・陳可願を日本に派遣して、日本宣諭と王直招撫を実行に移すことになる。その一方、同年四月には徽州出身の「布衣」鄭舜功が、兵部に対し日本に渡航して宣諭を行うことを提言し、嘉靖帝の裁可を経て彼の日本派遣が実施された。鄭舜功がのちに著した『日本一鑑』によれば、彼は翌嘉靖三五（一五五六）年五月ごろに日本に渡航したが^①、翌嘉靖三六（一五五七）年三月ごろに帰国した直後、新たに浙直總督となった胡宗憲によって投獄され、嘉靖四二（一五六三）年に胡宗憲が解任されるまで、七年間にわたり拘禁されることになったという^②。

鄭舜功の入獄について、先行研究では浙直總督の交替にともなう政治的軋轢に注目し、旧總督楊宜が派遣した鄭舜功を、胡宗憲が投獄した経過が論じられている^③。近年では、曹永憲・蔡暲洙が王直と徽州人海商・官僚の關係を論じる

とともに、胡宗憲の次男胡桂奇が著した『胡公行実』の記事によって、鄭舜功が帰国直後に日本使節と結託して互市の開始を求めたため、胡宗憲に弾劾されて投獄されたのだと論じている^⑤。ただし『胡公行実』は胡桂奇が胡宗憲による倭寇鎮圧の功績を顕彰するために執筆したものであり、胡宗憲が日本との「互市」再開に反対していたという記述を、そのまま信じることはできない。近年の研究では、胡宗憲は王直招撫に際して、日本との互市再開も構想していたと指摘されている^⑥。

先行研究では鄭舜功の入獄事件を、鄭舜功自身の『日本一鑑』のほか、胡桂奇の『胡公行実』や胡宗憲幕下の鄭若曾による『籌海図編』、および『世宗実録』などの記事により論じてきた。ただしこれらの史料では、鄭舜功の渡日・帰国・入獄・雪冤の経過について記すものの、彼が日本宣諭を企図した動機や、日本渡航以前の動向についてはほとんど伝えていない。

しかし近年、卞利は安徽省博物館所蔵の『双橋鄭氏宗譜』（万曆五「一五七七」年写本）所収の、鄭舜功の祖父鄭廉の墓誌を紹介し、鄭廉が徽州・浙江一帯で商業に従事する徽州（新安）商人であり、鄭廉の没後、鄭舜功が国子監祭酒であった陸深にその墓誌銘の執筆を依頼したことを明らかにした。卞利はまた『胡公行実』の記事により、鄭舜功がもともと私貿易商人であったことも指摘している^⑦。卞利の論考は、従来の研究では不明確であった鄭舜功の家系と、日本渡航以前の経歴を明らかにした重要な成果である。

さらに陸深の文集『儼山集』には、卞利も紹介していない鄭廉の墓誌銘や祭文が収録されており、および同時代の他の文集にも、鄭廉と士大夫との交友関係を示す記事が残されている。以下、本稿では『胡公行実』・『籌海図編』・『双橋鄭氏宗譜』・『日本一鑑』・『儼山集』などを総合的に利用し、鄭舜功の祖父商人鄭廉の商業活動と官界での人脈、および鄭舜功の海商としての活動を検討し、鄭舜功による日本宣諭の背景とその意図についても考察する。さらに鄭舜功入獄事件の経緯についても、鄭舜功と胡宗憲の海外貿易再開問題に対する立場の相違に注目して、再検討を試みることにしたい。

一 倭寇対応策をめぐる胡宗憲と鄭舜功の行動

(1) 胡宗憲の日本宣諭・王直招撫案

拙稿でも論じたように、嘉靖三四年初頭から、浙江巡按御史胡宗憲は、内閣首輔嚴嵩と工部右侍郎趙文華を後ろ盾にして、強硬な武力討伐策を推進する総督張経を牽制するとともに、日本宣諭案と脇從招撫案の実現に向けた準備を進めつつあった。同年四月、礼部が日本宣諭案に賛意を示すと、胡宗憲は総督張経を弾劾するとともに、日本宣諭と海商召還も提案し、それによって同年の秋には蔣洲・陳可願が日本に派遣され、倭寇鎮圧を宣諭することになる⁷⁾。張経は同年五月に浙直総督を罷免され、翌嘉靖三五年七月二五日には京師に械送され、ついで処刑された。一方、同年二月には胡宗憲が浙直総督に昇任し、倭寇対応の総責任者として、王直招撫を中心とする倭寇懷柔策を進めていった⁸⁾。

胡宗憲による王直招撫の実施経過については、すでに田中健夫・山崎岳が、『世宗実録』などの記事により詳細に検討しており⁹⁾、ここでもこれらの研究に基づいて、その経過を概観しておきたい。嘉靖三四年七月、生員の蔣洲・陳可願が浙江布政使司から市舶司属官の肩書きを与えられ、それぞれ正使・副使として九月に浙江定海から日本に出航した¹⁰⁾。彼らは「禁戢島夷」（倭寇禁止を日本国王に求める）とともに、「招還通商番犯」（密貿易者を召還する）という任務を与えられていた¹¹⁾。彼らはまず五島において王直と面会し、明朝に帰順して帰国すれば、「前罪不問」（罪を許す）・「且寛海禁」（海禁を緩和する）・「許東夷市」（日本との互市を容認する）という、胡宗憲の内意を伝えたという¹²⁾。ついで蔣洲は王直とともに豊後に赴いて大友義鎮と面会し、その実弟であった山口の大内義長にも使者を送って、倭寇禁圧に関する明朝の要求を伝えた¹³⁾。その結果、王直は明朝に帰順する意を決め、大友義鎮と大内義長も王直とともに明朝に使者を派遣し、明朝に謝罪して朝貢を求めることになった¹⁴⁾。

嘉靖三十六年一〇月、王直は徳陽とともに舟山群島に來航し、明朝に帰順する意を示し、一一月には胡宗憲に投降した。

しかし浙江地方の官民は王直の真意を疑い、朝廷でも王直の帰順を許すことには批判が強かった¹⁵⁾。これに対し、胡宗憲は大友・大内氏に朝貢と互市を認めるとともに、王直は死罪を免じ、沿海の軍衛で海防に従事させ罪を償わせるという処置案を上奏しようとした¹⁶⁾。しかし浙江巡按御使の王本固はこの処置案を批判し、江浙の人々も胡宗憲が王直や日本人の賄賂を受けて互市容認と王直の赦免を提案したのだと噂した¹⁷⁾。最終的に、胡宗憲も王直の処罰を求めざるを得ず、嘉靖三十八年十二月、王直は杭州で処刑された。のちに嘉靖四一（一五六二）年に胡宗憲の幕下で刊行された『籌海図編』では、胡宗憲の王直招撫案は、あくまで王直を捕縛するための策略であつたと記している¹⁸⁾。

（2）鄭舜功の渡日要請

明代には一般民衆も朝廷に直接建言を行うことが許されており、嘉靖年間には倭寇対策などをめぐって、「万民に開かれた献策制度」が行われていた¹⁹⁾。嘉靖三三（一五五四）年の浙江巡按胡宗憲の題奏「題為献愚忠以図安攘事」にも、寧波府定海県の監生や生員が、日本に遣使して倭寇禁圧を宣諭することを要請したことを伝えている²⁰⁾。

『日本一鑑』によれば、鄭舜功は嘉靖三四年に北京に赴き、兵部の門で倭寇対策の名案がある者は「掲帖」を上呈して提言することを促す告示を見た。それに応じて、鄭舜功は掲帖を兵部に上呈し、自ら日本に渡航して現地情報を収集し、倭寇禁圧を宣諭することを志願したのである。嘉靖帝は彼の要請を裁可し、それを受けて兵部は浙直総督に咨文を送ってその実施を要請し、鄭舜功の日本派遣が実現したのである²¹⁾。

蔣洲が日本宣諭に起用された経過については、田中健夫・山崎岳が黄宗羲『南雷文約』卷三「蔣洲伝」や、南京中軍都督府都督僉事の万表による蔣洲の墓誌銘を史料として詳しく検討している²²⁾。すなわち嘉靖三二（一五五三）年に王直集団による江南・浙江沿岸の襲撃が激化すると、万表は王直を招撫の名目で誘い出して捕縛する計略を立て、そのために同郷（浙江寧波府鄞県）の生員蔣洲を胡宗憲に推薦した。蔣洲はもともと王直と親しく、「通番」の疑いで拘束されていたが、王直招撫を実施するにあたって使者として起用されたのだという²³⁾。これを受けて、胡宗憲は蔣洲を日本に

派遣することを上奏し、嘉靖帝の裁可を経て、蔣洲を正使、やはり寧波府の生員であつた陳可願を副使として、浙江省舶提舉司の属官の肩書きを付与して日本に派遣することになったのである²⁴⁾。

二 鄭舜功による日本宣諭の意図

本節では、下利が紹介した『双橋鄭氏宗譜』（以下、『宗譜』と略称）にくわえ、陸深『儼山集』などの同時代の文獻史料も利用して、鄭舜功の祖父鄭廉の商業活動とその人脈について検討し、さらに鄭舜功による海外貿易や、彼が日本宣諭を要請した背景について考察する。

（1）歙県双橋鄭氏と鄭廉

明代の『新安名族志』によれば、南直隸徽州府歙県の双橋鄭氏一族は、北宋の天禧年間（一〇一七～一〇二二）に睦州の建德県から隣接する歙県の西沙溪一帯に移住し、「双橋鄭氏」と自称し、ついで歙県の鄭村に移って定住したと伝えられる²⁵⁾。元代には、鄭氏一族の官僚や在地有力者は元朝の地方統治に協力し、徽州地域の有力宗族の一つとして成長していった²⁶⁾。

さらに下利は『宗譜』に収録する、国子監祭酒・翰林院学士の陸深による、鄭氏一九世の鄭廉（号は可齋）の墓誌を紹介している。撰者の陸深（一四七七～一五四四）は、字は子淵、号は儼山、南直隸松江府上海県の人。弘治一八（一五〇五）年に進士となり、翰林院庶吉士、翰林院編修などを歴任し、正徳二三（一五一八）年に国子監司業、嘉靖七（一五二八）年五月に国子監祭酒に至った²⁷⁾。

この陸深撰の墓誌では、鄭廉の高祖鄭得紹から、孫の鄭舜功に至る家系を、次のように記している。

鄭生舜功再至京師、凡三閱寒暑、往返万里、乞為大父可齋銘其墓。可齋、予故人、姓鄭氏、名廉、字簡宜、可齋其

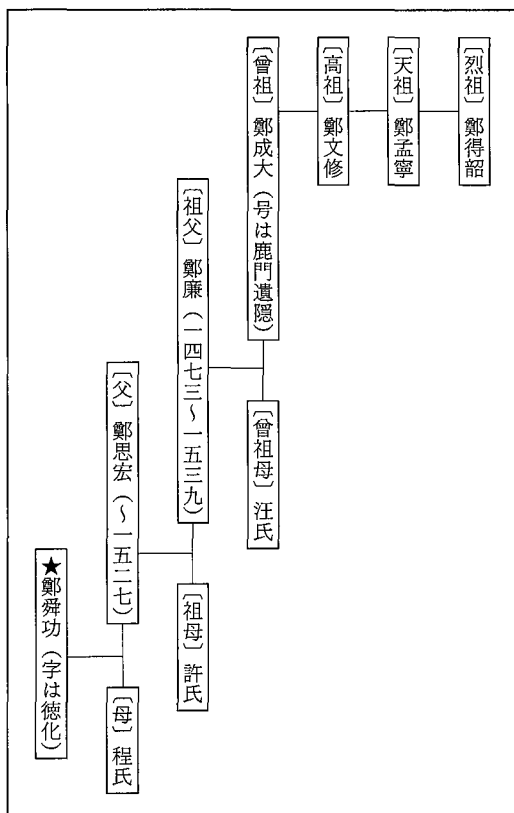
別号也。……按、歛之鄭族最盛、……字得紹者、以行誼聞一鄉、故歛有善述堂、可齋之高祖也、曾祖孟寧、祖文修。父成大、号「鹿門遺隱」、母汪氏。……配許氏、有賢行。子男思宏、娶程氏、先十二年族(卒)。孫二、舜功、舜勛⁽²⁸⁾。

これによれば、鄭可齋の名は廉、字は宜簡、可齋はその号であり、鄭舜功はその長孫であった。鄭舜功は鄭可齋の没後に何度も上京して陸深に墓誌銘の執筆を依頼したという。卞利はこの記事により、鄭舜功が歙県双橋鄭氏の第二一世孫であったことを指摘している⁽²⁹⁾。下図では鄭廉

の墓誌により、双橋鄭氏の一五世鄭得紹から二一世鄭舜功に至る家系を图示した。

このほかに卞利は『宗譜』から、「可齋鄭公墓図」・「明故鄭貞士可齋公偕許氏孺人墓」と題する墓図も紹介しているが、『宗譜』の全体的な構成・内容は不明である。ただし卞利は上記の墓誌と墓図以外には、鄭舜功に関連する記事は紹介しておらず、『宗譜』には直接的に鄭舜功の事績を伝える記事は残されていないようである。明末の宗譜編纂に際しては、一般的に「著名の者は書く」・「恩典を受けた者は書く」・「実績ある者はその事を書く」とされ、宗族の名誉を失墜するものは記さないのが原則であった⁽³⁰⁾。後述のように、鄭舜功は元来日本との密貿易に関与していた可能性があり、

付図 徽州双橋歙縣鄭氏家系図（一五世鄭得紹～二一世鄭舜功）



帰国後は胡宗憲により投獄されたために、『宗譜』には彼の事績を記さなかったのだと考えられる。

その一方、『宗譜』所収の「墓誌」では鄭廉による商業活動や、彼と陸深の交遊について詳記しており、不利も簡潔に紹介している。しかしその他にも、陸深の文集『儼山集』には、陸深と鄭廉との親交に関する記事が多く残されており、同時代の他の文集にも、鄭廉と士大夫との交遊に関する記事が散見する。ここでは「墓誌」とともに、『儼山集』などの文集の関連記事を総合的に検討して、鄭舜功の日本宣諭の背景として、祖父鄭廉の商業活動とその人脈について検討してみたい。

まず鄭廉の商業活動について、陸深は「墓誌」において次のように簡略に記している。

壯齡服賈、遊吳淞。……以嘉靖十八年正月十三日卒于家、得年六十有六云³¹⁾。

すなわち鄭廉は壮年期に吳淞一帯において商業を営み、嘉靖一八（一五三九）年正月に六六歳（旧暦年齢）で没したという。吳淞とは南直隸松江府を流れる吳淞江を指し、ここでは松江府一帯を意味している。鄭廉は成化一〇（一四七四）年に生まれ、壮年期にあたる一五世紀末―一六世紀初頭に、松江府地域において商売に従事していたことがわかる。周知のように、徽州（新安）商人は一五世紀末の開中法の改革を契機に塩商として台頭し、山西商人とならぶ全国有数の商人集団として成長していった。鄭廉が商業をしていた一五世紀末―一六世紀初頭には、徽州商人は江南デルタの都市や鎮市に進出し、生糸・絹・綿布などの手工業品の流通を掌握していく。特に綿布の主産地であった松江府においては、「布莊」などと呼ばれる問屋を開く徽州商人が集中していた³²⁾。鄭廉も歙県出身の徽州商人（歙商）の一人として、松江府で綿布などの交易に従事していたのであろう。

また陸深は「墓誌」において、鄭廉の人柄や文人士大夫との交遊について、次のように記している。

（可齋）為人磊落、好義拳、名卿大夫多愛之。……清修博雅、操觚為文翰、不下儒者。諸技能精巧妙、凡出其手者、雖名家或未及。……不屑屑于刀錐之末、而意氣豁如也³³⁾。

すなわち鄭可齋は磊落で義侠を好み、著名な士大夫とも交遊があった。また文人的教養を持ち文章にも巧みで、商人と

しても僅かな利益に汲々とすることはなかったという。

陸深はまた鄭廉の還暦を祝って記した「三松図」において、鄭廉はかつて北京に遊歴し、翰林院の著名な学者や史官などの知遇も得たと伝えている³⁴。また鄭廉は祖先である鄭玉の遺言書の手稿を翰林院に持参し、陸深に跋文を依頼しており³⁵、のちに鄭廉は同郷である川貴参將の孫仁を通じて、鄭玉の『師山集』の原稿を陸深に渡して、やはり跋文の執筆を依頼している³⁶。藤井宏が論じるように、明代の徽州商人はその経済力を背景として、宗族郷党との関係も利用し、官僚や郷紳との間で広く人脈を構築し、その人脈を商業活動においても有効に活用していた³⁷。鄭廉の教養や交遊に関する陸深の記述は、富裕な徽州商人を「儒商」として顕彰する定型表現という面もあるが、鄭廉は科挙資格のない「布衣」であつたとはいえ、一定の文人的教養を持ち、徽州商人としての経済力を背景として、江南や北京の士大夫・官僚とも交友関係を持っていたことは確かだろう。

また広東南雄府知府などを歴任した倪宗正（弘治一八年進士）も、鄭廉は代々詩書礼学を奉じる名家の出身であり、広く士大夫と交際していたと記している³⁸。これは単なる美辞ではなく、鄭氏一族は元代には鄭玉などの著名な儒者を輩出しており、官僚や士大夫の間にも人脈を有していた³⁹。明代においても、鄭氏一族は鄭行簡（永樂一三「一四一五」年進士、浙江紹興府上虞知県）、鄭循（成化四「一四六八」年舉人、浙江嘉興府同知）、鄭達（成化一四「一四七八」年進士、河南道御史）などの任官者を出している⁴⁰。鄭廉が官界にも人脈を広げた背景には、鄭氏が元代以来官僚や士人を輩出した、歙県における「名族」の一つであり、明代中期にも科挙を通じて官界に進出していたことがあるのだろう⁴¹。

（2）鄭廉と官僚友人陸深との交遊

松江府で商業に従事していた鄭廉は、その地の郷紳であつた陸深と交友関係を持ち、鄭廉の没後には、孫の鄭舜功の依頼により、陸深がその墓誌銘を執筆している。鄭廉の死後も、鄭舜功がなお陸深との関係を維持していたことは、彼の日本宣論が実現するうえで、なんらかの役割を果たした可能性がある。ここでは陸深の文集『儼山集』により、彼と

鄭廉との交流についてさらに考察してみたい。

陸深の『儼山集』には、上記の墓誌銘の外にも、鄭廉のために執筆したいくつかの詩文が収められている。そのうち鄭廉に対する送別詩「贈別鄭宜簡」には、「天北天南三十載、聽風聽雨幾宵同」との一句がある⁽⁴⁵⁾。陸深は、弘治一八年に進士となり、北京で任官していた⁽⁴⁶⁾。一方、鄭廉は松江府方面で商業に従事しており、鄭廉は陸深が科挙に合格する以前に、松江府において陸深と親交を結んでいたと考えられる。さらに陸深が鄭廉の死後に執筆した祭文「祭鄭可齋處士文」では、鄭廉との情誼を「骨肉之誼」と称し、これまでの交遊関係について詳しく回想している。それによれば、鄭廉が嘗て窮地に陥った時に、陸深は彼のために弁護に努めた。また正徳一六（一五二一）年に国子監司業の任にあった陸深が服喪のために帰郷した際には、鄭廉は頻繁に陸深のもとを訪れて慰問した。さらに嘉靖八（一五二九）年に陸深が国子監祭酒から福建延平府同知に左遷された際には⁽⁴⁷⁾、鄭廉が乗船を準備して、陸深が松江府から海路で福建に赴くのを送別したという⁽⁴⁸⁾。また陸深が北京から延平府に赴任する旅程を記した「南遷日記」にも、松江府到着以前に鄭廉から書簡を受け取ったことを記している⁽⁴⁹⁾。

なお「祭鄭可齋處士文」が言及する鄭廉の冤罪とその雪冤については、「墓誌銘」により詳細な記述がある。それによれば、鄭廉は正徳年間（一五〇六―一五二一）に同郷人に無実の罪を着せられたが、徽州知府はその冤罪を察せず、彼が重罪を犯したと断じた。このため鄭廉は急ぎ北京に赴き、自らの冤罪を朝廷に訴えた。陸深は正徳二（一五〇七）年から翰林院編修、正徳一三（一五一八）年から国子監司業の任にあったが、鄭廉のために弁明に努め、それによって鄭廉の無実が認められたという⁽⁵⁰⁾。

藤井宏によれば、両淮塩商をはじめとする徽州商人は、積極的に官僚層との親交を結ぶことによって、政権との関係を強化していたが、こうした傾向は、とくに納銀開中法成立後の弘治年間（一四九二―一五〇五）から顕著になっていったという⁽⁵¹⁾。鄭廉が陸深と交友関係を結んでいたのも、やはり弘治・正徳年間のことであった。鄭廉は国家権力と特に緊密な関係をもつ塩商ではなかったが、彼が松江府において商業に従事するうえでも、現地出身の有力郷紳である陸深

との関係は、重要な意味をもったであろう。

また嘉靖一〇（一五三一）年には、陸深は徽州府の徭役負担問題の解決に尽力した知府南寿（嘉靖七年着任）⁽⁴⁹⁾の事績を顕彰する文章も残している。それによれば、太平府の蕪湖県・繁昌県・当塗県に課せられた雑役の一部が徽州府に転嫁されており、徽州府の士民が上奏してその是正を求めた。これに対し、太平府知府は徽州府には富商が多いため、上記の措置は妥当だと述べたが、徽州知府の南寿は、徽州は土地も狭く富商の多くは外地に居住しており、過重な雑役負担は困難だと主張し、これによって太平府の雑役の転嫁は免除されたという⁽⁵⁰⁾。陸深はこの文章の冒頭で、「徽父老」の鄭廉が知府南寿の功績を彼に伝えたことと記している⁽⁵¹⁾。嘉靖一〇年には、知府南寿は北京に赴いて勤務評定（考察）に臨んでおり⁽⁵²⁾、鄭廉はそれに際して、特に彼の事績を顕彰する文章の執筆を陸深に依頼したのだと考えられる。

陸深はその後、浙江按察司副使・江西布政使司右参政・江西右布政使などを歴任し、嘉靖一五（一五三六）年には北京に戻って光祿寺卿となった⁽⁵³⁾。さらに嘉靖一七（一五三八）年には太常寺卿兼侍読学士、嘉靖一八年二月に詹事府詹事兼翰林院学士に至り、嘉靖二三（一五四四）年に没している⁽⁵⁴⁾。こうした官歴を通じて、陸深は朝廷において広い人脈を持っており、同郷の松江府出身であった大学士徐階も、彼と忘年の交わりを結んでいたという⁽⁵⁵⁾。鄭廉と朝廷の高官であった陸深との密接な関係は、鄭廉の孫であった鄭舜功にとっても、彼の日本宣諭の企図を実現するうえでの政治資本を提供した可能性がある。嘉靖三四年に鄭舜功が北京に赴き、兵部に掲帖を上呈した時点で、陸深はすでに没していたが、かつて鄭廉が陸深を通じて北京の官界に人脈を有していたことは、鄭舜功の日本宣諭が実現するうえでも、一定の作用を果たしたのではないだろうか⁽⁵⁶⁾。

（３）海商鄭舜功の貿易活動

鄭舜功の日本派遣について、『日本一鑑』や『世宗実録』では、科挙資格のない布衣であったが、浙直總督楊宜と兵部尚書楊博の命を受けて「大明国客」として、倭寇禁圧の宣諭と日本情報の偵察のために日本に渡航したと記している⁽⁵⁷⁾。

これに対し、胡桂奇の『胡公行実』では、鄭舜功の出自について、次のように記している。

有古歙県人鄭舜功者、素浮海日本覓利、熟海道。詣闕、乞以身往説日本夷禁絶入寇、本兵允行⁽⁵⁸⁾。

すなわち、歙県人の鄭舜功はもともと日本との密貿易に従事し、日本への航路を熟知していた。彼は朝廷に赴いて自ら日本に赴き倭寇禁圧を宣諭することを志願し、兵部によつて認可されたというのである。下利はこの記事により、鄭舜功はもともと対日密貿易に従事する海商であつたと指摘している⁽⁵⁹⁾。

『日本一鑑』には、彼が対日密貿易に従事していたことを示す記述は残されていない。ただし同書には、他史料に見られない、一六世紀前中期における海商・海寇の活動や、日本の航路・交易に関する詳細な記事が多く、そのなかには彼が海商としての航海・交易活動を通じて得た情報も含まれていた可能性もある。

前述のように、一六世紀初期から徽州商人は江南デルタの手工業品の流通を主導し、一六世紀中期には海外密貿易にも進出した。特に歙県出身の許氏四兄弟（棟・松・楠・梓）は、マレー半島のマラッカ・パタニなどへの密貿易に従事し、一五四〇年代には福建海商の李光頭とともに、寧波近海の双嶼の密貿易を主導するようになる。嘉靖二三年には許棟が日本に渡航し、翌嘉靖二四（一五四五）年には同じく歙県出身の王直が、博多の日本人を双嶼に誘引した。一五四〇年代、許棟などの徽州海商は、双嶼の密貿易を主導して、江南の手工業品と、南海産品や日本銀との交易を仲介する役割を担ったのである。嘉靖二七（一五四八）年、明軍が双嶼港を破壊すると、許棟は広東に、王直は日本に拠点を移し、多くの日本人を誘引して、密貿易とともに大規模な略奪や海賊行為を行うようになった⁽⁶⁰⁾。許氏兄弟や王直と同郷の歙県出身であつた鄭舜功も、あるいは彼らの密貿易ネットワークに連なつて、対日密貿易に関与していたのかもしれない。

その一方、鄭舜功は『日本一鑑』において、許氏兄弟を東南沿岸における擾乱の元凶として非難している⁽⁶¹⁾。さらに『日本一鑑』では、嘉靖二五（一五四六）年、許棟（許二）らは双嶼で外国商人が掛け売した商品の代価を支払うことができず、その穴埋めに蘇州や松江の良民を双嶼に引き込み、外国商人に彼らの商品を掠奪させたという事件も記録し

ている⁶²。蘇州府や松江府の「良民」とは一般商人を指し、彼らは許棟を牙行（仲介商人）として、蘇州産の生糸や絹、松江産の綿布などを外国商人に売ろうとしたが、許棟に騙されて商品を奪われたのであろう。

前述のように、鄭舜功の祖父鄭廉は、松江府において商業に従事しており、鄭舜功自身も同郷の許氏兄弟などを通じて、外国商人に綿布などを供給し、あるいはみずから日本に渡航して密貿易に従事していた可能性がある。『日本一鑑』が記す、許氏兄弟による外国商人との交易をめぐる不当行為は、おそらく鄭舜功自身が経験ないし見聞した事件に基づくと思われる。なお鄭舜功は『日本一鑑』において、嘉靖三六年に日本から帰国後、広東から江西省南部の贛州府と福建西部の汀州府を経て浙江に向かう途中で、贛州府・汀州府一带に身を隠していた許梓（許四）の居所を探知して招撫を試みたが、許梓がそれに応じなかったため、彼を捕縛して浙直總督衙門に連行したと記している⁶³。このことも鄭舜功がかつて許氏兄弟の密貿易になんらかの形で関わっていた可能性を示唆している。

双嶼攻撃を命じた朱統の失脚後、一五五〇年代には浙江近海の海防はふたたび弛緩し、王直が許棟にかわり密貿易の主導権を握っていった。嘉靖三二年には、王直は明軍の攻撃を避けて平戸・五島列島に拠点を移したが、王直傘下の倭寇船団による日明間の密貿易や、東南沿岸における襲撃・略奪は、依然として活発であった。こうした状況下で、鄭舜功は日本宣諭の任務を帯びて九州に渡航したのである。

『世宗実録』・『日本一鑑』によれば、鄭舜功の任務は「採訪夷情」・「隨機開諭帰報」、すなわち日本情報を探索するとともに倭寇禁圧を宣諭し、その結果を報告することであった。鄭舜功は「採訪夷情」の必要性について、「姦党や重罪人が日本に移住して盤踞し、交易を名目に日明間を往来し、東南沿岸を騷擾している」と指摘し⁶⁴、日本における彼らの巢窟を把握し、根絶してこそ倭寇問題は解決しようという認識を示している⁶⁵。鄭舜功は日本宣諭を通じて、こうした倭寇勢力による襲撃や略奪を抑制し、なんらかの形でより安定的な交易を実現することを意図していたのではないかと思われる。

三 鄭舜功入獄事件

本稿冒頭で述べたように、『日本一鑑』では鄭舜功入獄事件の起因について、「匪人（胡宗憲）が鄭舜功の忠義を嫉み無実の罪で投獄したと記している。その一方、胡宗憲の子胡桂奇による『胡公行実』では、鄭舜功は帰国直後に日本使節と結託して互市再開を要求したため、胡宗憲に「挟夷求市」の罪で弾劾されて入獄したと記するのである。

はじめに・第一節で述べたように、胡宗憲も元来は王直の帰順を許し互市を認めるという選択肢も排除していなかったと考えられる。一方、鄭舜功は『日本一鑑』において、対日通商を朝貢貿易に限定し、互市は認めるべきではないという見解を示している。すなわち朝貢制度は「祖宗の法」であり、日本との朝貢貿易を完全に断絶することは長久の策ではないが、密貿易が続く限りは倭寇による劫掠も終わらず、安定的な朝貢関係も確立しないと説くのである⁶⁶。ただし彼が日本宣諭に赴いた時点で、このように日本との通商を朝貢貿易に限定し、私貿易を禁じることを意図していたと断じることはできない。本節では日本宣諭の実施過程における、鄭舜功と胡宗憲の、日本との朝貢貿易ないし互市の可否をめぐる両者の見解に注目して、鄭舜功の日本渡航とその後の入獄事件の背景を再検討することにした。

（1）鄭舜功の日本宣諭とその頓挫

浙江巡撫胡宗憲が派遣した使節蔣洲は、嘉靖三四年一月一日に定海を出発し、十日後の一日に五島に到着し、ついで倭寇の拠点であった松浦・対馬・肥前・博多などを巡回して倭寇禁圧を宣諭した。翌嘉靖三五年四月、彼は王直とともに豊後を訪れ、大友義鎮に倭寇禁圧を要求している⁶⁷。

一方、浙直総督楊宜によって派遣された鄭舜功は、蔣洲より遅れて、嘉靖三五年五月初（端午以後）に広州を出航し、同年五月中下旬く六月初旬頃に豊後府内の澳浜に入港した⁶⁸。もともと鄭舜功は、まず日本国王に倭寇禁圧を宣諭し、

ついで日本各地に倭寇禁圧の要求を伝えることを意図していた。しかし豊後において「匪人」に阻害され、また同地で乗船が破損したこともあって、同行した沈孟綱・胡福寧を京都に派遣し、「日本国王源知仁」（後奈良天皇）に倭寇禁圧を求めることにした⁶⁹。『日本一鑑』には、沈孟綱らは後奈良天皇に面会して、「回書」と「印信」を得て豊後に戻り、大友義鎮からも信旗を得たと記しているが、日本側史料では対応する事実は確認できない⁷⁰。嘉靖三七（一五五八）年四月、沈孟綱と胡福寧は鄭舜功とは別に、豊後から潮州近海に帰還したが、海陽県の辟望巡検司で投獄されてしまった。それを知った鄭舜功は「軍門」（胡宗憲）に冤罪を訴えたが、彼らはその後、獄中で殺害されてしまったという⁷¹。

また『日本一鑑』によれば、鄭舜功は沈孟綱らを京都に派遣するとともに、自らは豊後において大友義鎮に倭寇禁圧を宣諭した⁷²。大友義鎮は王直などの倭寇勢力とも結びついて対明密貿易にも関与しており⁷³、また天文二一（嘉靖三一、一五五二）年には陶隆房が大内義隆を殺害し、大友義鎮の実弟である義長を大内家当主として擁立していた。大友義鎮は当時の西日本においてもっとも有力な大名であり、鄭舜功も彼に対する宣諭を通じて、倭寇禁圧の実現を図ったのである。しかし鄭舜功が「豊後且有姦宄、顛倒其間」と記すように、彼の豊後における宣諭は、「姦宄」の妨害により頓挫したという。『日本一鑑』では、豊後において鄭舜功を妨害した「匪人」や「姦宄」が指す対象を明言していないが、それは彼と競合して宣諭を進めていた蔣洲や、蔣洲と連携していた王直を指すのではないかと思われる。

（2）『日本一鑑』と『胡公行実』に記す胡宗憲と鄭舜功

嘉靖三六年七月から一〇月にかけて、蔣洲と王直は大友氏の遣明船とともに舟山本島に來航したが、王直の船団は明軍に包囲され、一月には投降を余儀なくされた。また大友氏の船団も朝貢を認められず、明軍に包囲・攻撃されることになる。鄭舜功は日明朝貢貿易の再開を図る立場から、胡宗憲による大友氏遣明船に対する強硬策を批判しており、こうした立場の相違が、胡宗憲による鄭舜功投獄の背景にあったと考えられる。

ここではまず先行研究により、舟山列島における王直船団や大友氏遣明船と、明軍との攻防の経過を概観しておこう。

嘉靖三十六年七月、蔣洲は大友義鎮の使僧徳陽とともに舟山本島に入港して朝貢を求め、大内義長も別途使者を派遣して朝貢を要請した。ほぼ同時期に鄭舜功も大友氏の使僧清授・清超を伴って、広東から陸路で寧波府に到着した。鄭舜功らは寧波府において胡宗憲と面会し、倭寇の襲撃は華人姦商と彼らに誘引された日本人の所業であり、大友氏は関知していないと弁明し、朝貢貿易の再開を請願した。これに対し、胡宗憲は大友義鎮・大内義長の朝貢要請は認めるべきではないが、「畏罪乞恩」の意を示しているため、適宜恩賞を与えて送還すべきだと上奏している⁽⁷⁴⁾。

一方、同年一〇月には王直が大友氏の使僧善妙らとともに舟山本島に來航した。しかし王直の船団は明軍に包囲され、一月には投降を余儀なくされた⁽⁷⁵⁾。その後、舟山本島に残った大友氏の遣明船は明軍に包囲・攻撃されたが、翌嘉靖三十七年一月には明軍の包囲を破って脱出し帰国している⁽⁷⁶⁾。なお鄭舜功と同行した清授は、明軍と徳陽・善妙らの大友氏遣明船の攻防には関与していなかったが、嘉靖三十八年四月には胡宗憲の上奏により、四川茂州の治平寺に流謫された⁽⁷⁷⁾。

このような胡宗憲による大友氏遣明船への対処について、鄭舜功は『日本一鑑』において、明軍の参将張四維が交戦中に徳陽の同伴者を殺害したことを批判し、これによつて今後日本との朝貢使節が來航しなくなり、日本が華人「流連」(逃亡者)の巢窟となると述べている⁽⁷⁸⁾。また鄭舜功は胡宗憲が使僧清授の流謫処分を上奏したことについても、「當事者不用忠謀、……而乃妄引典例、繆請置使于四川、故阻東夷之心、以遂中国流連之欲」と、胡宗憲が洪武年間の旧例により清授を四川に發遣することを求めたのは、かえって日本人が明朝に帰順することを阻み、中国の「流連」を利することになるとも非難する⁽⁷⁹⁾。

このように鄭舜功は「當事者」(胡宗憲)が「忠謀」を用いず、「東夷之心」を阻み、「流連之欲」を遂げさせたと説く。すなわち胡宗憲が、大友氏の朝貢を認めて倭寇を禁圧させるという鄭舜功の「忠謀」に従わず、大友氏の朝貢要請を拒否し、華人密貿易者を利したことを批判しているのである。また彼は『日本一鑑』において、「伏思、我皇祖宗之制、既無倭市之条、只当宣昭大信、庶使四夷永守画一之法、猶可也。何乃以市自誣之？」と記し、祖法に反する日本との互市は決して認めるべきではないとも明言している⁽⁸⁰⁾。

一方、『胡公行実』が記す胡宗憲と鄭舜功との見解の対立は、『日本一鑑』とはまったく異なる。『胡公行実』によれば、鄭舜功は日本から帰国後、清授とともに広東から舟山群島に到り、ついで胡宗憲に面会した。その際、鄭舜功は胡宗憲に対し、「海上の擾乱を鎮静化するためには、南直隸・浙江・福建において、広東の南澳島と同じように互市を開き貿易を行うべきである。そうすれば倭寇問題は収束するだろう」とくりかえし建言したという⁽⁸⁷⁾。筆者が別稿で詳論したように、広東東端の南澳島近海では、一五五〇年代には事実上海外商船の来航が黙認され、現地当局が南澳島対岸の梅嶺半島に「公館」を設置して商船を管理し、そこでは関税徴収（抽分）も行っていたと思われる⁽⁸⁸⁾。鄭舜功は浙江においても、南澳島と同じように海外商船との互市を公認すべきだと主張したのである。

これに対し胡宗憲は、鄭舜功が倭寇禁圧の宣諭のために日本に渡航しながら、互市公認を主張するのは不適切だと批判し、あくまで武力によって東南沿岸を襲撃する倭寇を鎮圧するべきであり、互市要求は拒絶するべきだと答えたという⁽⁸⁹⁾。鄭舜功は胡宗憲の強硬策に対し、清授は日本で「国師」として尊崇されており、彼の入朝を許して日本情勢を尋問すべきだと説くとともに、重ねて「互市を開いてこそ、東南沿海の騒乱を鎮静化しうる」と説いたとされる⁽⁹⁰⁾。しかし結局、胡宗憲は鄭舜功を日本人と結んで海禁に反する互市を要求したとして弾劾し、清授は遠方に流謫し、鄭舜功は辺境の軍役に充てるといふ処分が下されたという⁽⁹¹⁾。なお鄭舜功は『日本一鑑』において、「匪人助長盗名、不礼遇之、故沮入朝」と、「匪人」が大友氏の使者を「礼遇」せず、その「入朝」を阻んだと記すが、この「匪人」も暗に胡宗憲を指すのだろう⁽⁹²⁾。

このように『日本一鑑』では鄭舜功が大友氏による朝貢の承認を求めたと述べるのに対し、『胡公行実』では鄭舜功が南澳島の事例に倣って日本との互市開始を求めたが、胡宗憲が断固拒否したと記するのである。もとより『日本一鑑』と『胡公行実』は、いずれも一五五〇年代に明朝が王直の互市開始要求を拒絶し、彼が処刑された後に成立した著作であり、大友氏・大内氏の朝貢船が舟山列島に来航した時点で、鄭舜功ないし胡宗憲が王直の要請により互市を開くことを模索していたと書くことはあり得ない。

ただし近年の研究では、胡宗憲は当初王直の要請に応じ、浙江における互市開始も選択肢として検討していたと考えられている。たとえば岩井茂樹は、嘉靖三十七年に王直が浙直総督胡宗憲の招撫に応じる際に、舟山群島において広州近海と同じような互市を開くことを構想していたと説く⁸⁷⁾。また鹿毛敏夫・山崎岳は、胡宗憲は蔣洲らを九州に派遣し、王直に倭寇鎮圧を条件に互市を認可することを示唆して、招撫を試みたのだと論じている⁸⁸⁾。さらに車恵媛も、蔣洲・陳可願一行の日本派遣の背景には、胡宗憲による「貢市」再開の構想と、明朝の主導による日明朝貢関係の再構築という意図があったと説いている⁸⁹⁾。

これに対し、同時期の鄭舜功が、『日本一鑑』に記すように朝貢貿易認可を要請し、互市再開には否定的だったのか、『胡公行実』が記すように互市開始を必要に求めていたのか、確認する手がかりは残されていないようである。近年の研究が説くように、胡宗憲が浙江近海における互市開始の可能性を検討していたとして、鄭舜功がそれに反対していたのか否か、現段階では判断することは難しい。

ただしいずれにせよ、王直や大友氏遣明船への対応を中心に、倭寇対策を自らのイニシアティブによって進めていた胡宗憲にとって、前総督楊宜が派遣した鄭舜功が、その過程に介入してくることは望ましくなかったことは確かである。また胡宗憲自身が派遣した蔣洲も、大友氏や大内氏を日本国王印や勘合が不備なまま入貢させた責任を問われて投獄されており、胡宗憲もあえて彼を弁護することはなかった⁹⁰⁾。おそらく蔣洲の投獄と前後して、鄭舜功も日本使節と結託して互市を要求したという理由により、同様に投獄されて倭寇対策の現場から排除されたのではないだろうか。

おわりに

以上、本稿では、浙直総督胡宗憲の倭寇対応に関わる『籌海図編』・『胡公行実』、鄭舜功の『日本一鑑』にくわえ、鄭舜功一族の家譜『双橋鄭氏宗譜』や、陸深『儼山集』所収の鄭舜功の祖父鄭廉に関する史料も利用して、鄭舜功が日本

宣諭のために派遣された経過と、王直招撫をめぐる胡宗憲と鄭舜功の關係性、および鄭舜功入獄事件の背景について再検討を加えた。

従来、王直招撫の過程で行われた鄭舜功の日本宣諭については、鄭舜功が浙直總督楊宜により倭寇禁圧の宣諭のため日本に派遣されたと論じるところとどまっていた。また鄭舜功が帰国後に胡宗憲により投獄された要因については、彼を派遣した旧總督楊宜の失脚や、彼が大友氏の使僧とともに互市開始を要求したことに求められていた。これに対し、本稿では『双橋鄭氏宗譜』や『儼山集』所収の墓誌銘などにより、鄭舜功の祖父鄭廉が松江府において商業に従事し、当地の郷紳陸深とも交友關係をもち、鄭舜功が祖父の墓誌銘を陸深に依頼したことを示し、鄭舜功の日本宣諭の実現にこうした官界における人脈の存在が寄与したと思われることを指摘した。また『胡公行実』や『日本一鑑』により、鄭舜功自身も同郷の歙県出身である許氏兄弟などとともに、海外密貿易に関与していた可能性も指摘した。

さらに本稿では、王直招撫に対する互市開始の是非をめぐる問題について、胡宗憲と鄭舜功の見解の相違を、『日本一鑑』と『胡公行実』の記述を対照して検討した。胡宗憲が当初は互市開始の可能性を模索していたと考えられるのに対し、鄭舜功がもともと朝貢貿易の再開の意図していたのか、浙江において広東の南澳島と同じような互市の開始をめざしていたのか、判断することは難しいが、朝廷の嚴嵩・趙文華と結んで東南沿海の倭寇対策を強力に主導しつつあった胡宗憲にとって、鄭舜功がその過程に容喙することは許容しがたく、結果的に鄭舜功の投獄に到ったのだと考えられる。

註

- (1) 『世宗実録』(中央研究院歴史語言研究所影印本、一九六五年)卷四五〇、嘉靖三十六年八月甲辰条、七六四九頁によれば、鄭舜功は浙直總督楊宜によって日本に派遣された。しかし『日本一鑑』では楊宜について言及せず、鄭舜功は兵部尚書楊博の意見に従い、『大明国客』として日本に渡航したと記している。鄭舜功『日本一鑑』(文殿閣、一九三九年) 桴海図経、卷首、二頁表。「丙辰仲夏、

人事既具、風汎乃期、我方津発、自広至倭」。同、卷一、万里長歌、九頁裏。「国客之名、蓋因奉使之際、遵蒙本部尚書楊令言」。

- (2) 『日本一鑑』窮河話海、卷六、流通、一一頁裏。「嘉靖丁巳春正月辛巳、……惟時布衣鄭舜功使日本還」。同、卷九、接使、八頁表。「自匪人去位之後、訴蒙憲司哀憐釈獄。同卷八、評議、一〇頁表。「不惟以功効忠不賞、幽禁七年」。なお胡宗憲は嘉靖四一（一五六二）年一月に逮捕されて上京し、嘉靖四二年正月に解任の処分を受けて帰郷している。卞利『胡宗憲伝』（安徽大学出版社、二〇一三年）付録「胡宗憲大事編年」二七八～二七九頁参照。

- (3) 胡宗憲による鄭舜功の投獄事件については、神戸輝夫「鄭舜功と蔣洲——大友宗麟と会った二人の明人」（『大分大学教育福祉科学部研究紀要』第一〇号、一九九九年）一〇九～一二四頁。卞利「明代鄭舜功籍貫、生平事跡及出使日本考」（『安徽史学』二〇一七年六期）七五～七六頁。車惠媛「16세기, 명조의 南倭대척과 封・貢・市」（『二六世紀、明朝の南倭対策と封・貢・市』）（『東洋史学研究』第一三五輯、二〇一六年）八二～八三頁を参照。一方、小葉田淳・中島敬・卞利らは、鄭舜功の投獄の原因を、胡宗憲による冤罪としてではなく、蔣洲と同じく日本の朝貢再開を要請したこと起因すると述べている。小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』（刀江書院、一九六九年、初出一九四一年）四五四～四五五頁。中島敬「鄭舜功の来日について」（『東洋大学文学部紀要 史学科篇』第一九号、一九九三年）七二頁。

- (4) 胡桂奇『胡公行実』（不分卷）（『四庫全書存目叢書』史部八三冊・伝記類、齊魯書社、一九九六年）四六〇頁。曹永憲・蔡際涿「海商王直の興亡과 徽州네트워크」[海商王直の興亡と徽州ネットワーク]（『명청사연구』「明清史研究」四四号、二〇一五年）七四頁。また卞利は胡宗憲に関する研究において同じ視点から同史料を簡潔に紹介している。卞前掲『胡宗憲伝』第一章「剿撫併挙、誘殺王直」一四九～一五〇頁参照。

- (5) 山崎岳「舶主王直功罪考（後篇）」——胡宗憲の日本招諭を中心に」（『東方学報』第九〇冊、二〇一五年）九一～一四三頁、曹・蔡前掲「海商王直의 興亡과 徽州네트워크」[海商王直の興亡と徽州ネットワーク]、増田真意子「明代嘉靖後期に於ける海禁政策の実行とその転換」（『言語・地域文化研究』第一三三号、二〇〇七年）一八七～二〇五頁、車前掲「16세기, 명조의 南倭대척과 封・貢・市」（『二六世紀、明朝の南倭対策と封・貢・市』）を参照。

- (6) 卞前掲「明代鄭舜功籍貫、生平事跡及出使日本考」七二頁。

- (7) 『世宗実録』卷四二一、嘉靖三十四年四月辛巳条、七二九八～七二九九頁。『世宗実録』卷四三四、嘉靖三十五年四月甲午条、七四七九頁。山崎前掲「船主王直功罪考（後篇）」一〇六頁。
- (8) 夏歆「胡宗憲と張經弾劾事件——『三巡奏議』を主史料として」（『九州大学東洋史論集』第四六号、二〇一九年）一～二九頁。
- (9) 田中健夫「明人蔣洲の日本宣諭——王直の誘引と戦国日本の紹介」（『中世対外関係史』東京大学出版社、一九七五年）三一～三二八頁。山崎前掲「船主王直功罪考（後篇）」九一～一四三頁。
- (10) 鄭若曾『籌海図編』（中華書局、二〇〇七年）卷二上、「王官使倭事略」、今上皇帝嘉靖三十四年七月遣使移諭日本条、一五七頁。
- (11) 『世宗実録』卷四三四、嘉靖三十五年四月甲午条、七四七九頁。田中前掲「明人蔣洲の日本宣諭」三一八頁。
- (12) 『世宗実録』卷四五三、嘉靖三十六年十一月乙卯条、七六七七頁。鹿毛敏夫「十五・十六世紀大友氏の対外交渉」（『史学雑誌』第一一二卷二号、二〇〇三年）二九～三〇頁、山崎前掲「船主王直功罪考（後篇）」一〇八～一〇九頁、田中前掲「明人蔣洲の日本宣諭」三二〇頁を参照。
- (13) 『世宗実録』卷一七六、嘉靖三十五年四月甲戌条、七四七九頁。『世宗実録』卷一七六、嘉靖三十六年八月甲辰条、七六四九頁。田中前掲「明人蔣洲の日本宣諭」三二〇～三二二頁参照。
- (14) 『世宗実録』卷四五三、嘉靖三十六年十一月乙卯条、七六七六頁。山崎前掲「船主王直功罪考（後篇）」一一四～一一八頁参照。
- (15) 『世宗実録』卷四五三、嘉靖三十六年十一月乙卯条、七六七七頁。山崎前掲「船主王直功罪考（後篇）」一一九頁参照。
- (16) 同上、七六七八頁。山崎前掲「船主王直功罪考（後篇）」一二二頁参照。
- (17) 『世宗実録』卷四五三、嘉靖三十六年十一月乙卯条、七六七八頁。山崎前掲「船主王直功罪考（後篇）」一二二頁参照。
- (18) 小葉田淳は、『籌海図編』における王直に関する記述は「王直の逮捕・処刑の結果に関連して、胡宗憲弁護の立場にあり、これと対応して常に歪曲されがちであること」を指摘する。小葉田前掲『中世日支通交貿易史の研究』第八章「日明交渉の新展開」四七五頁。
- (19) 武安隆・熊達雲『中国人の日本研究史』（六興出版、一九八九年）七〇頁。中島前掲「鄭舜功の来日について」六五～六六頁参照。
- (20) 胡宗憲「三巡奏議」（古典研究会、一九六四年）卷三、巡浙奏疏、「題為獻愚忠以圖安攘事」二八三～二八四頁。「又提巡視海道副使劉起宗呈称、本道邇巡定海、提監生員徐応宿・李賢等連名掲呈、併諸官吏士民衆口同詞、僉謂倭奴素為称臣納款之番服、非套虜

達賊之比。但其散處別島之夷、背其君長之令、肆為鼠竊之謀、亦由沿海姦民互為番舶之市、漸滋勾引之變、以釀成禍害至此。誠望遣人省論彼國酋長、俾令感畏威德、遏絕寇盜、庶幾可塞其源。……今日士民同詞、欲行浙・福二省以有司之意遣人省論、以伸國威、只欲題知、使有司得以開誠展布耳。

- (21) 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、卷九、接使、七頁表。「于歲乙卯赴闕陳言、荷蒙聖明、不以愚昧罪功、特下兵部咨送總督軍門、轉咨浙・福軍門、文移浙江司道、議功使往日本國採訪夷情、隨機開諭歸報施行等因」。同卷八、評議、一頁表。「念功一誠、効役万死、余生三至京師……又睹兵部之門示、則曰『一庇人等、但有御侮平倭長策者、俱許具開揭帖、不時赴部以備採摺』。揭帖は宋元時代の財政報告書に起源し、明代から官庁間の上行文書や、私的な書簡として広く使われた。また明初には洪武帝が民衆が政治上の建言や官員の摘発を直接に皇帝に上言することを推奨し、揭帖は一般民衆が国政について建言する手段として用いられたという。展龍「揭帖——明代輿論的政治互通与官民互動」(『史學集刊』二〇一八年三期)四一五頁、趙彥昌「明清揭帖考」(『山西檔案』二〇〇七年二期)五四～五七頁。

- (22) 「蔣洲伝」の同文は、黄宗羲著・陳乃乾編『黄梨洲文集』(中華書局、一九五九年)傳狀類、「蔣氏三世伝」、六二～六五頁にも収録されている。田中前掲「明人蔣洲の日本宣論」三一四～三一八頁参照。以下、本論文では「蔣氏三世伝」の内容を引用する。

- (23) 田中前掲「明人蔣洲の日本宣論」三一七頁、山崎前掲「舶主王直功罪考(後篇)」一〇五頁。なお黄宗羲「蔣氏三世伝」では、蔣洲は万表の推薦により胡宗憲の私的幕僚として招聘されたと記す。「蔣氏三世伝」、六三頁。「(王直)時々遣部下剿攻沿海郡邑、東南險動。当是時、胡梅林宗憲開府浙直、歴訪奇士。而宗信(夏注・蔣洲の字)之里人都督万鹿園表留心人物、謂梅林曰『里有蔣生者、縦横之士也』。梅林遂介鹿園、置之幕府」。呂靖波「胡宗憲幕府人物考略」(『滁州学院学报』二〇〇八年四期)六頁。辻原明徳「明代督撫幕府の構造と特色——嘉靖年間の胡宗憲幕府を手掛りとして」(『史窓』第六七号、二〇一〇年)三二～三三頁、三八頁。

- (24) 田中前掲「明人蔣洲の日本宣論」三一八頁、山崎前掲「舶主王直功罪考(後篇)」一〇五～一〇六頁。

- (25) 戴廷明・程尚寛等編『新安名族志』(黄山書社、二〇〇七年)後卷、鄭・歙県・鄭村条、四四八頁。「在邑西十里、宋有諱球者、天禧中遷此。歲久族蕃、遂以姓称其地」。于磊「元代徽州家族与地方社会秩序的构建——以歙県双橋鄭氏为中心」(『中国史研究』二〇一六年四期)一三三頁参照。

- (26) 代表的な人物として、鄭安と鄭玉が挙げられる。鄭安は南宋の降伏直後に歙県の士人と連携して元朝による屠城を阻止し、歙県尹に任じられた。鄭玉は元末の理学家として著名であり、元が滅びた際に国に殉じて自殺した。于前掲『元代徽州家族与地方社会秩序の構建』一三一～一四六頁。韓志遠『從元末徽州名儒鄭玉殉国看南人儒士对元朝的認同』（梁家貴主編『皖北文化研究集刊』元後期政治与社会科学術研討会專輯 第三輯）黃山書社、二〇一二年）二四～三六頁。

- (27) 『明史』（中華書局、一九七四年）卷二八六、列伝第百七十四、文苑二、陸深、七三五八頁。『孝宗実録』（中央研究院歴史語言研究所影印本、一九六四年）卷一六六、正徳十三年九月癸丑条、三二一五頁。『世宗実録』卷九八、嘉靖七年五月己卯条、二二〇〇頁。

- (28) 『双橋鄭氏宗譜』所収鄭可斎の墓誌、于前掲『明代鄭舜功籍貫、生平事跡及出使日本考』七二頁参照。なお于利は紹介していないが、陸深『儼山集』（欽定四庫全書）集部六・別集類五所収）卷六七、墓誌銘六、には、『双橋鄭氏宗譜』の鄭廉墓誌とほぼ同文の「廸士鄭可斎墓誌銘」を収めており、末尾には『宗譜』所収墓誌にはない銘文も附している（『文淵閣四庫全書』一二六八冊・集部二〇七・別集類、上海古籍出版社、一九八七年、四三一～四三二頁）。なお鄭廉の子（鄭舜功の父）鄭思宏について、『宗譜』所収墓誌には「子男思宏、娶程氏、先十二年族（卒）」とあるが、『儼山集』所収「墓誌銘」には「子男思宏、娶某氏、先二年卒」としており、妻の姓を明記せず没年も異なっている。『宗譜』の記載の方が原文に近いため、以下『宗譜』により引用する。

- (29) 于前掲『明代鄭舜功籍貫、生平事跡及出使日本考』七二頁。

- (30) 多賀秋五郎『中国宗譜の研究 上』（日本學術振興会、一九八一年）第三章「明末宗族の性格と宗譜編集に関する考察」二九三～二九四頁。

- (31) 于前掲『明代鄭舜功籍貫、生平事跡及出使日本考』七二頁所引、『双橋鄭氏宗譜』。

- (32) 藤井宏『新安商人の研究（二）』（『東洋学報』第三六卷二号、一九五三年）一八〇～一九四頁。中島榮章『徽州商人与明清中国』（山川出版社、二〇〇九年）二二～三〇頁。

- (33) 于前掲『明代鄭舜功籍貫、生平事跡及出使日本考』七二頁所引、『双橋鄭氏宗譜』。

- (34) 陸深『儼山集』（『文淵閣四庫全書』一二六八冊・集部二〇七・別集類、上海古籍出版社、一九八七年）卷二、歌二、「三松図」、一

○頁。「往年遊京師、館閣巨公与諸学士史官暨当世名流、頗有知之者、而宜簡益自韜晦」。

(35) 陸深『儼山集』卷八七、題跋二、「跋師山集」、五六四頁。「宜簡爲師山後人、往年嘗持其遺令手稿至翰林、予爲做跋」。

(36) 陸深『儼山集』卷八七、題跋二、「跋師山集」、五六四頁。「川貴參將孫君仁自徽來赴任、由香溪覆舟、僅得免。其鄉人鄭君宜簡、以此集侑棹至。孫君尚手濕、封授予」。

(37) 藤井宏「新安商人の研究(四完)」(『東洋學報』第三六卷四号、一九五四年)一一五―一四四頁。

(38) 倪宗正『倪小野先生全集』(『四庫全書存目叢書』集部五八冊・別集類、齊魯書社、一九九七年)卷二、說、「可齋說」、四八四―四八五頁。「歙人鄭廉字宜簡……師山之孫、守詩礼以世其家、与賢士賈大夫交、觀感琢磨以成其德、而不背乎名教」。

(39) 于磊は双橋鄭氏の子孫だった鄭燭が嘉靖一四(一五三三)年に編纂した『濟美録』によって、元代における鄭氏の人脈ネットワーク構築について検討を加えている。于前掲「元代徽州家族与地方社会秩序的構建」一三五―一三九頁。

(40) 戴・程前掲『新安名族志』後卷、鄭、歙・鄭村条、四四九―四五〇頁。

(41) 鄭氏が元代以来の「名族」であったことを示す文物として、歙県鄭村の「貞白坊」がある。歙県尹鄭安の三男で、祁門県尉などを歴任した鄭千齡の死後、徽州の士民は徽州路に対し、鄭千齡に「貞白先生」という私諡を贈り、その故地である「善福里」を「貞白里」と改名し、門坊と石碑を設立することを請願した。それによって元至順三(一三三二)年には「貞白坊」が建造され、明弘治一二(一四九九)年の再建、嘉靖六(一五二七)年・清乾隆二〇(一七五五)年の修復を経て、現存する徽州最古の牌坊とされている。于前掲「元代徽州家族与地方社会秩序的構建」一三五頁、李新林等編『鄭村志』(鄭村志編委会、二〇一〇年)第三章「古建」四三―四四頁参照。

(42) 陸深『儼山集』卷一五、七言律詩、「贈別鄭宜簡」、九七頁。

(43) 『明史』卷二八六、列伝第百七十四、文苑二、陸深、七三五―七八頁。

(44) 陸深は正徳一三年から北京において国子監司業・国子監祭酒の任にあったが、正徳一六年から服喪のために帰郷し、嘉靖六年に再び復職した。その後、嘉靖八年三月以降、同年九月までは福建延平府同知に左遷されていた。『武宗実録』卷一六六、正徳十三年九月癸条、三二二―二五頁。『世宗実録』卷八二、嘉靖六年十一月戊戌条、一八三七頁。同卷九八、嘉靖七年五月己卯条、二三〇―二〇頁。同

卷九八、嘉靖八年三月癸卯条、二三三五頁。

- (45) 陸深「儼山集」卷八三、誅辭、「祭鄭可齋處士文」、五三一～五三二頁。「(可齋)而独与予傾蓋相契、予亦寡儔、歡洽無幾、独視可齋猶芝蘭玉樹也。既而可齋以耿介受侮、予為白之、而可齋之德予也独深。……正德辛巳、予還說礼、斃於哀疾、而可齋遠過、慰藉於恤、家居十載、不煩屢訪。每一聚首、輒連旬日、藹然骨肉之誼也。嘉靖戊子、赴召北上、明年遂自講筵左遷南劍、可齋遠自海上操舟送之、自具歷越、不啻千里、南抵閩閩、繼纔難別。……猶買舟騎驢訪余海上、是豈世情交合者耶。」

- (46) 陸深「儼山外集」卷九、「南遷日記」(「四庫全書存目叢書」史部一二七冊・伝記類、齊魯書社、一九九六年)六三三頁。

- (47) 陸深「儼山集」卷六七、墓誌銘六、「処士鄭可齋墓誌銘」、四三二頁。「正德間、為鄉人嫁禍、郡太守遂当以大罪、而可齋笑他出無与。亟走京師、聞其事于朝、乃械系御史台、種種白其事、尽釈。また、下前掲「明代鄭舜功籍貫、生平事跡及出使日本考」七二頁所引「双橋鄭氏宗譜」も参照。

- (48) 藤井前掲「新安商人の研究(四完)」一一六頁、一三二頁。

- (49) 嘉靖「徽州府志」(「北京圖書館古籍珍本叢刊」二九、書目文獻出版社、一九八七年)卷四、郡縣職官志、国朝知府、九五頁。「南寿、南直隸蒲城縣人、由進士嘉靖七年任」。

- (50) 陸深「儼山集」卷五二、記一、「徵守南侯復役記」、三三二頁、「先是、蕪湖役(夏注…馱)夫、使徽代之、繁昌祗候、使徽又代之。当塗之民、復謀以南京兵馬司弓兵凡四十八名、歲以銀計者數百、改派于徽、徽弗堪矣。由是歛・休・績・祁・黦・葵六縣之民交訴于朝。事下撫臣、都御史毛公(鳳陽巡撫毛思義)馳檄屬郡、議其便不便者。……林侯(知府林鉞)曰「徽善賈、多富商、是民力有余也。改派便」。南侯(知府南寿)曰「徽地狹、民不容居、故逐末以外食。商之外富、民之内貧也。……按『会典』、則戸口之耗者且半。凡皆役之重也。……顧可謂微富、而嫁役乎」。

- (51) 陸深「徵守南侯復役記」、三三二～三三三頁。「徵父老鄭廉言于深曰「……南侯之治徽三載矣、善政以十百計、最得其民心者、復役一事尤鉅、于徽蓋百世功也」……」。

- (52) 陸深「徵守南侯復役記」、三三二頁。「深聞之曰「善乎、侯之治徽也。……雖古循良、伐以加此、適侯有考之行、因録為贈。將以聞于当臺、併以慰徽人之心」。明代的地方官は就任から三・六・九年ごとに、北京に赴いて吏部・都察院において勤務評定を受けたの

ち、皇帝に謁見した（朝覲考察）。和田正広『明清官僚制の研究』（汲古書院、二〇〇二年）第十章「朝覲考察制度の創設」三六八、三八〇頁。車惠媛「明代における考課政策の変化——考滿と考察の關係を中心に」（『東洋史研究』第五五卷四号、一九九七年）一〇—一九頁参照。

(53) 『世宗実録』卷一四六、嘉靖十二年正月壬申条、三三九三頁。『世宗実録』卷一七二、嘉靖十四年二月己酉条、三七四二頁。『世宗実録』卷一九四、嘉靖十五年十二月庚子条、四一〇三頁。

(54) 『世宗実録』卷二〇九、嘉靖十七年二月壬戌条、四三三三頁。『世宗実録』卷二二一、嘉靖十八年二月癸丑条、四五九二頁。『世宗実録』卷二八八、嘉靖二十三年七月壬戌条、五五五七頁。

(55) 徐階（一五〇三—一五八三）、南直隸松江府華亭県の人、嘉靖二（一五二三）年の進士。嘉靖二八（一五四九）年に礼部尚書、嘉靖四二（一五六三）年に内閣首輔となった（川勝守「徐階と張居正」（『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』上巻、汲古書院、一九九〇年）二四三—二六一頁）。徐階は陸深の文集の序文を執筆しており、また嘉靖三一（一五五二）年に彼が入閣した際には、陸深の子陸楫が祝賀の書簡を送っている。（徐階『世経堂集』卷一三、序三、「陸文裕公集序」。陸楫『兼霞堂稿』卷四、「上徐少湖閣老書」。柴志光・謝沢為編著『浦東名人書簡百通』上海遠東出版社、二〇一一年、「陸楫至徐階信」、二七三—二七四頁参照）。

(56) 川勝守によれば、徐階は嘉靖後期の朝廷において内閣首輔嚴嵩の一派と対立する一方、陽明学・出身地・科挙同年の關係を中核として人脈を形成し、特に「嘉靖三十一年以降の倭寇に対応した兵部尚書・南京兵部尚書、さらに現地司令官の総督・巡撫、それらほとんどすべてが徐階派の人脈で固め」たという。鄭舜功を日本に派遣した浙直總督楊宜も、徐階と同年の進士であり、相互に書簡を交わしている（川勝守前掲「徐階と張居正」。徐階『世経堂集』卷三三、書二、「与楊裁菴總督」・「復楊裁菴」・「復楊裁菴」）。

(57) 下前掲「明代鄭舜功籍貫、生平事跡及出使日本考」七二—七三頁、神戸前掲「鄭舜功と蔣洲」一一三—一一四頁。

(58) 胡桂奇『胡公行実』四六〇頁。

(59) 下前掲「明代鄭舜功籍貫、生平事跡及出使日本考」七三頁。

(60) 中島樂章「海商と海賊のあいだ——徽州商人と後期倭寇」（東洋文庫編『東インド会社とアジアの海賊』勉誠出版、二〇一五年）一四五—一五五頁。

- (61) 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、卷六、流連、一二頁表。「備按、……許四倡乱海洋、罪逆深重、又況不從招諭、常赦不原。其生擒掃軍門而輕縱之、渠魁既縱、協從則亦可縱矣。向使深根固蒂于夷島、以釀無究（夏注…窮）之禍矣」。同、一三頁表、一三頁裏。「備按得、直本是遊民、初以閩利下海、故無酋長之号、不過頭目之称、蓋因庚戌・辛亥・壬子歲奉檄擊賊、是故負名。既負虛名、東南向受其禍矣。且如直者、固深夷島、積今不知幾多耶。書云『殲厥渠魁、協從罔治』。久無一決、縱之深固、而乃究兵、奚為長治久安之道」。
- (62) 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、卷六、海市、三頁表。「歲丙午、許二・許四因許一・許三事故、所欠番人貨物無償、却以姦党于直隸・蘇松等處地方誘騙良民、收買貨財到港、許二・許四陰賊番人搶奪、陽則寬慰被害之人、許償貨価」。藤井前掲「新安商人の研究（二）」二〇二頁、中島前掲「海南と海賊のあいだ」一四八—一四九頁參照。なお、岡美穂子はフェルナン・メンデス・ピント『東洋遍歴記』（メンデス・ピント著、岡村多希子訳『東洋遍歴記』三、平凡社、一九八〇年）の第二二一章「どのようにシャンペイロ島からサンシャン島へ、そこからランパカウへ行ったか、シナでポルトガル人の二集落に起こった二つの惨事について語る」にも上記の『日本一鑑』の記事と類似する事件が記録されていることを指摘し、両者が同一の事件に由来することを指摘している。岡美穂子『商人と宣教師——南蛮貿易の世界』（東京大学出版会、二〇一〇年）第一章「南蛮貿易前史」三九頁。
- (63) 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、卷六、流連、一一頁裏。「嘉靖丁巳春正月辛巳、賊首許四帶同家小匿汀嶺、以俟許二回船裝載入倭。惟時布衣鄭舜功使日本還、道經汀嶺、訪知許四蹤跡、招諭不從、擒至總督軍門。賊党有事軍門者、謀請寬待、縱放湖広鎮溪衛、從成終身」。
- (64) 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、卷六、海市、四頁裏。「姦民罪犯深重者、移家受廬于夷島、深根固蒂乎其間、籍以買売之名、用其賊寇之計、泛去泛來、東南多事」。
- (65) 同、卷八、評議、一一頁表。「既入其境、得知流連之淵藪、姦宄之盤根、必須拔本塞源而禍始息。諭之使禁、但治病之標、未究其本也」。
- (66) 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、卷八、評議、四頁裏。「賊寇年來、痛靡國用、……未若授其不急之貨物、使守祖宗之成法、全活有用之辺氓、馭夷之道得矣」。同、一〇頁表。「夫嚴守備亦不得不然、杜門殺賊、似非長策。……倭奴自祖宗朝効其職貢、已非一日。邇朝廷準令遣使移檄往諭、夷屬招來之意、以開其補過之門」。同上、一一頁表、一一頁裏。「私商之路不窒、則姦盜之禍不息。姦盜之禍

不息、則來王之道不通」。

- (67) 趙文華・原実甫「嘉靖平倭祗役紀略」(江蘇揚州人民出版社、一九六一年)卷三、「論日本疏」、一二頁。李詔「戒庵老人漫筆」(中華書局、一九九七年)卷五、「蔣陳二生」、一八六頁。東京史料編纂所所藏「蔣洲咨文」。山崎前掲「舶主王直功罪考(後篇)」一〇八頁、一三九頁注五四と鹿毛前掲「十五・十六世紀大友氏の対外交渉」二八頁を参照。

- (68) 神戸前掲「鄭舜功と蔣洲」一一五頁。

- (69) 鄭舜功「日本一鑑」窮河話海、卷八、評議、一〇頁表。「邇朝廷準令遣使移檄往諭、實屬招來之意、以開其補過之門。但奉使者不能直達于倭王、而徒以私意簡率行之、欺罔觀聽、……功往諭日本于豊後、時值彼匪人忌功忠義、陰謀沮抑、密令沈孟綱等齎書往諭倭王」。同、卷九、接使、七頁表。「功按大体、必先曉諭日本国王、乃得通行通過、協一禁止。我舟因風不可泛海、又按豊後且有姦宄顛倒其間、功加深慮、隨為批書与從事沈孟綱・胡福寧潛濟二海、曉諭日本王」。同、卷六、流連、一二頁裏。「乃以從事沈孟綱・胡福寧齎執批書往諭日本国王源知仁、獲其聽信」。神戸前掲「鄭舜功と蔣洲」一一五～一二六頁参照。

- (70) 鄭舜功「日本一鑑」窮河話海、卷九、接使、七頁裏。神戸前掲「鄭舜功と蔣洲」一二六頁。

- (71) 鄭舜功「日本一鑑」窮河話海、卷六、流連、一二頁裏。神戸前掲「鄭舜功と蔣洲」一一五～一二七頁参照。

- (72) 鄭舜功「日本一鑑」窮河話海、卷七、奉貢、六頁表。

- (73) 鹿毛前掲「十五・十六世紀大友氏の対外交渉」一～三三頁。

- (74) 『世宗実録』卷四五〇、嘉靖三十六年八月甲辰条、七六四九～七六五〇頁。鹿毛前掲「十五・十六世紀大友氏の対外交渉」二七頁、田中前掲「明人蔣洲の日本宣諭」三三三頁。

- (75) 『世宗実録』卷四五三、嘉靖三十六年十一月乙卯条、七六七六～七七七七頁。『世宗実録』卷四七四、嘉靖三十八年七月戊子条、七九五四頁。鹿毛前掲「十五・十六世紀大友氏の対外交渉」三〇頁参照。

- (76) 『世宗実録』卷四六五、嘉靖三十七年十月辛亥条、七八四五～七八四六頁。『世宗実録』卷四七四、嘉靖三十八年七月戊子条、七九五四頁。『世宗実録』卷四六六、嘉靖三十七年十一月丙戌条、七八五七頁。鹿毛前掲「十五・十六世紀大友氏の対外交渉」二九～三〇頁参照。

- (77) 『世宗実録』卷四七一、嘉靖三十八年四月乙卯条、七九一七〜七九一八頁。神戸前掲「鄭舜功と蔣洲」一一七頁参照。
- (78) 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、卷八。「參將張四維……卒殺（内姦吳）四郎及夷伴。夫此夷伴、蓋使招來貢者、固不可殺」。同、四頁裏。「招來貢夷、況既殺之、今其實使、必不復至、流通得遂深固之謀」。
- (79) 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、卷七、授節、二三頁表。ここである「旧例」とは洪武一四（一三八一）年に日本使節の如瑤らが胡惟庸の謀反に関与したとして、陝西・四川に発遣されたことを指す。
- (80) 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、卷六、海市、六頁表。
- (81) 胡桂奇『胡公行実』四六〇頁。「鄭舜功」至是挾夷僧清授師徒数人、款定海關。謁公、抗言「欲靖海波、必須直・浙・福三省効広東南澳開市貿易、則倭患熄」。反復数百語。
- (82) 夏歆「一六世紀中葉、広東南澳島の海上貿易」『社会経済史学』第八七卷三号、二〇二一年）五五〜八一頁。
- (83) 胡桂奇『胡公行実』四六〇頁。「公徐詰曰、汝以平民赴奏、隻身往諭禁賊、何故又倡開市之說？我守臣但知張皇天討、振揚國威、以服遠夷耳。開市之說、非所宜聞。況禿奴藉姦民勾引、深入内地、東南数千里、機杼一空。殺擄淫虐慘不忍言、此我赤子不共戴天之仇、今幸削平諸逆、瘡痍未起、又可復使此輩貿易乎？且此僧來、何為者？」。
- (84) 同上。「舜功誇清授為倭人信重、号曰国師、彼中事体皆能張主、帶之還朝、廟堂一詢、即知彼国之詳。爺言固妙、然必終由開市以寧地方」。
- (85) 同上。「公乃行三司議審、館清授于淨寺羈候、舜功劾其挾夷求市之故、先皇怒錮清授于遠地、舜功擬戍、事遂寢」。
- (86) 鄭舜功『日本一鑑』窮河話海、卷八、評議、九頁表。
- (87) 岩井茂樹『朝貢・海禁・互市…近世東アジアの貿易と秩序』第四章「十六世紀中国における交易秩序の模索と互市」二〇一〜二一七頁。
- (88) 鹿毛前掲「十五・十六世紀大友氏の対外交渉」二七〜二八頁。山崎前掲「舶主王直功罪考（後篇）」一三三頁。
- (89) 車前掲「16세기, 명조의 南倭대척과 封・貢・市」(一六世紀、明朝の南倭対策と封・貢・市) 七七〜八六頁。
- (90) 田中前掲「明人蔣洲の日本宣諭」三三三〜三三四頁。